

---

令和7年 第5回(定例)南部町議会会議録(第4日)

令和7年12月17日(水曜日)

---

議事日程(第4号)

令和7年12月17日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第65号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第5 議案第67号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町森林公園、森の学校)
- 日程第7 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町立東西町コミュニティセンター)
- 日程第8 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町賀野地域交流拠点施設)
- 日程第9 議案第71号 財産の無償貸付について
- 日程第10 議案第72号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第73号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第74号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第75号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 陳情第7号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書
- 日程第15 陳情第9号 災害対策基本法に基づく「指定緊急避難場所」の指定を求める陳情書
- 日程第16 陳情第10号 西部広域一般可燃物処分場の建設計画の見直しを求める陳情書
- 日程第17 陳情第11号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第18 陳情第12号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書

(追加議案)

- 日程第19 議案第76号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第5号)

- 日程第20 議案第77号 令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第21 発議案第9号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書
- 日程第22 発議案第10号 保育士配置基準引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書
- 日程第23 発議案第11号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書
- 日程第24 発議案第12号 南部町議会ハラスメント防止条例の制定について
- 日程第25 発議案第13号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書
- 日程第26 発議案第14号 衆議院の議員の定数削減に反対する意見書
- 日程第27 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第65号 南部町税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第66号 南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第5 議案第67号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町森林公園、森の学校）
- 日程第7 議案第69号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）
- 日程第8 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）
- 日程第9 議案第71号 財産の無償貸付について
- 日程第10 議案第72号 令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第73号 令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第74号 令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第75号 令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 陳情第7号 「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書
- 日程第15 陳情第9号 災害対策基本法に基づく「指定緊急避難場所」の指定を求める陳情書
- 日程第16 陳情第10号 西部広域一般可燃物処分場の建設計画の見直しを求める陳情書

日程第17 陳情第11号 保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書  
提出を求める陳情書

日程第18 陳情第12号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継  
続を求める意見書の提出を求める陳情書

(追加議案)

日程第19 議案第76号 令和7年度南部町一般会計補正予算(第5号)

日程第20 議案第77号 令和7年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)

日程第21 発議案第9号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書

日程第22 発議案第10号 保育士配置基準引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見  
書

日程第23 発議案第11号 保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の  
継続を求める意見書

日程第24 発議案第12号 南部町議会ハラスメント防止条例の制定について

日程第25 発議案第13号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

日程第26 発議案第14号 衆議院の議員の定数削減に反対する意見書

日程第27 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

#### 出席議員(14名)

1番 秋田 佐紀子君	2番 井原 啓明君
3番 埴田 光雄君	4番 加藤 学君
5番 荊尾 芳之君	6番 滝山 克己君
7番 米澤 睦雄君	8番 長束 博信君
9番 白川 立真君	10番 三鴨 義文君
11番 仲田 司朗君	12番 板井 隆君
13番 真壁 容子君	14番 景山 浩君

---

#### 欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 田 子 勝 利君 書記 ..... 船 原 美 香君  
書記 ..... 荊 尾 雅 之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 陶 山 清 孝君 副町長 ..... 宮 永 二 郎君  
教育長 ..... 二 宮 伸 司君 病院事業管理者 ..... 足 立 正 久君  
総務課長 ..... 田 村 誠君 総務課課長補佐 ..... 石 谷 麻衣子君  
未来を創る課長 ..... 松 原 誠君 デジタル推進課長 ..... 橋 田 和 美君  
税務課長 ..... 三 輪 祐 子君 町民生活課長 ..... 渡 邊 悦 朗君  
子育て支援課長 ..... 芝 田 卓 巳君 教育次長 ..... 岩 田 典 弘君  
総務・学校教育課長 ..... 河 上 英 仁君 人権・社会教育課長 ..... 畑 岡 宏 隆君  
病院事務部長 ..... 吾 郷 あきこ君 福祉政策課長 ..... 加 納 諭 史君  
福祉事務所長 ..... 前 田 かおり君 建設課長 ..... 岩 田 政 幸君  
産業課長 ..... 亀 尾 憲 司君

---

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

1番、秋田佐紀子君、2番、井原啓明君。

---

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

日程第3 議案第65号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第65号、南部町税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第65号、南部町税条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果は、全会一致で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第65号、南部町税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第66号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第66号、南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第66号、南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第66号、南部町職員等の旅費に関する条例の全部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第67号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第67号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第67号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第67号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第68号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について（南部

町森林公園、森の学校)を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長(白川 立真君) 議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について、ここでは南部町森林公園、森の学校です。

審査に当たり、町としての考えや方向性をより分かりやすく示してほしいなど、意見が付されました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しております。以上です。

○議長(景山 浩君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) これで討論は終わります。

これより、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町森林公園、森の学校)を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(景山 浩君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第69号

○議長(景山 浩君) 日程第7、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について(南部町立東西町コミュニティセンター)を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長(白川 立真君) 議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について、ここでは南部町立東西町コミュニティセンターについて審査をいたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長(景山 浩君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第69号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立東西町コミュニティセンター）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第70号

○議長（景山 浩君） 日程第8、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について、ここでは南部町賀野地域交流拠点施設を審査いたしました。

審査に当たり、さきの68号同様、町の施設としてこうあってほしいというものをより分かりやすく示してほしいという意見が付されました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町賀野地域交流拠点施設）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

---

## 日程第9 議案第71号

○議長（景山 浩君） 日程第9、議案第71号、財産の無償貸付についてを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第71号、財産の無償貸付についてです。

審査に当たり、企業誘致から10年になる、駐車場の用地代は賃料をもらうべき。また、一方で、企業が存在する意味や効果は大きいなど、様々な意見が出されました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。以上です。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案の71号、財産の無償貸付についてに反対をいたします。

先ほど委員長も報告してくれた、賃料もらうべきではないかっていうのは、10年たって、10年前の契約内容から見て極端なことを言うのではないかというふうに思ってらっしゃるのかもしれませんが、今回の面積1万1,783平米、これをNOKの鳥取事業場との契約を結んで10年間無償貸付けをしていきたいということで、今回議案に出てくるのは、課のほうからも資料でありますように地方自治法の第96条第1項第6号、ここではそのうちの「適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること」といって、本来町が持っている財産について、適正な対価なくして契約を行っていくと、これに該当することにより議決を経るということを出しているんだというふうに理解をしています。

私は、この件について企業誘致に反対しているわけでも何でもありません。本来の企業の社会的な責任を果たすことを考えた場合、この10年間どうであったのかと同時に、今後どうあるべきかということも考えていくべきではないかというふうに思っています。

この件について担当課から出てきました、仮に今回無償貸付けを前提に行った整備への補助があるので、今回無償譲渡をなくしていくということになれば、当時の補助金の返還もあり得るかもしれないと、こういう説明であったし、県もそういう姿勢であったと思うんですけども、私

はそのこと自体が問われてくるのではないかなというふうに思っているわけです。といいますのは、この10年前で議員もおられた方が多いと思うし、ここの工場に説明会を聞きに行った記憶のある方も多いと思います。マザー工場になるということで、アジアにあった工場をここに寄せてきてマザー工場化するのだということで、町も協力したいということで土地を求めて埋立てして、いわゆる造成費用だけでも約7,000万ですね。補助金を半分もらって造ってきた経過があります。土地取得の場合も含めるともっとお金もたくさんかかっているわけです。

確かに県も町も、特に鳥取県は誘致企業というところで、例えば土地を購入する場合とか求める場合の半額補助とかそういう助成制度があるわけですね。それは優位なことを示して来てほしいということがあるのだというふうに思いますが、例えばこれを町が今回引き受けて10年間無償で貸与してきました。このときに、10年前にこの会社が来たときに、誘致企業の生産高でいえば、県内町村で南部町が1位になったと、こういう報道があったと思うんですよ。そのときに、町民所得は県の水準以下なんだけれども、誘致企業の生産高が上がることで町民の人口増とか所得増にどう影響するのかというところで非常に疑問を持ちました。

もし町がこういうふうに優遇措置をつくって企業誘致をしてくるのであれば、そこで人口増計画、町民の所得増計画とリンクするような政策が必要であったのではないかと思うんですよ。つくって、金額の一つのいわゆるどこかの財源を求めるとのこととしては、私は仮に例えば駐車場造ったときに、そのお金を頂きながら、そのお金を使って有効な人口増政策をつくっていく。例えば宅地とかですよ、そこに働いてる人に町に住んでいただく、高額な所得の人が米子へ逃げんじやなくて南部町に住んでいただくというような政策があってしかるべきだったのではないかというふうに思うわけです。

そういう点考えた場合、10年たった今、私は企業の社会的責任を果たしていただくことを考えれば、地方に来るということは土地代も安くて人件費も安いわけです。そういう意味では十分貢献しているし、あえて町の税金を使ってここを優遇していくということについては、もう10年たったのだからその交渉に入ってもいいのではないかというふうに思っています。県としても、絶対無償でなければいけないということではないというふうにも聞いております。この判断の交渉あると思うのですが、私は社会的貢献していただきまして駐車場料金等々頂きまして、そのお金を有効な人口増政策に生かしていくような町の政策を立てていくようにやるべきではないかということから反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

10番、三鴨義文君。

○議員（10番 三鴨 義文君） 10番、三鴨でございます。私、第71号、財産の無償貸付について、賛成の立場で討論したいと思います。

まず、この土地は私の記憶ではため池であったと思っています。そのため池を鳥取県の工事が出た残土を盛って埋立てをして提供している土地であって、先ほど何か反対の方の意見では、7,000万かけたとかいって言われましたけど、私の記憶では無償で払下げをしてもらったと思っていますので、そこらは金がかかったのかなというのは、これは定かでないので、そういうふうに記憶はしていますので、そういう費用はかかってないものじゃないかと思っていますので、その当時から条件が変わったとか、土地が非常に高騰したとか、そういった条件も変わっていないので、従来どおり会社との信頼関係を保ってこのまま無償で提供していけばいいというふうに私、と思っています。

また、社会的責任というふうなことをおっしゃいましたけれども、この企業があることによって町内の方の従業員さんも120人いらっしゃいます。ましてや全体の形では従業員さんとしては670人でしたですかね、それぐらいの方がいらっしゃいますから波及効果っていうのがそこにも十分あると思っています。ですから存続していただきたいし、無償で従来どおり提供してほしいというふうな気持ちから賛成いたします。

最初に述べました、私の記憶ですので、これが正しいかどうかというところはちょっと疑問ですけど、そういう思いでおりますので賛成していきたいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第71号、財産の無償貸付についてを採決いたします。

反対討論がありましたので、委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第72号

○議長（景山 浩君） 日程第10、議案第72号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第72号、令和7年度南部町一般会計補正予

算（第4号）を審査いたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しております。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第72号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第73号

○議長（景山 浩君） 日程第11、議案第73号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第73号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査いたしました。

審査に当たり、子ども・子育て支援金制度について、国がお金がないという理由で国保制度を利用して賦課することはもってのほかなど、様々な意見がありました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。議案第73号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、この会計の補正に対して反対する一番の理由は、子ども・子育て支援金制度の導入のためのシステム改修費、これがもとであり、子ども・子育て支援金制度の導入このものに反対する立場から反対するものです。

今回、2024年に改正子ども・子育て支援法が成立しました。主な内容は、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付金、それから産後ケア事業の体制の整備など、これは大変いい制度になっています。

それで、その次です。この支援金制度は、2026年が約6,000億円、2027年が約8,000億円、これ段階的に金額が上がっていく、そういうふうになってます。問題はこの上がっていく内容と、それから財源です。2024年、それから2025年は財源として特例債発行、これが主な財源になっています。それと、詳しい内容ははいよいよ複雑なので簡単に説明しますが、2026年以降、この特例債の発行がなくなります。そして国と自治体、それから事業主体、これらのお金がなくなります。つまり、不足している分を国民が払う、そしてこの税で払われる分が今回の国民健康保険の中から払われるっていう、簡単に言うところいう制度になっています。

本来であれば、子ども・子育て支援金制度と国民健康保険制度は全く別物です。国民健康保険制度の中から子ども・子育て支援金を出すっていうこと自体おかしいものだと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 11番、仲田司朗でございます。議案第73号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をしたいと思いません。

先ほど反対者のほうで子ども・子育て支援金制度についてお話がございましたので細かくは言いませんが、令和6年6月に成立した法律で子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議に基づいて今回導入されておるわけでございますが、先ほども少子化対策を強化して子育て世帯への支援ということで財源を確保することになった次第でございますが、その対象者が全ての医療保険の加入者ということで、このたびシステム改修を国民健康保険、それから後で出てきます後期高齢者医療制度についても同じような格好であるわけでございますが、問題は子ども・子育ての支援金について、みんなで子育てに力を入れていまいしょうということで国の制度でなってるわけでございますので、私はそのためのシステム改修ということで現在進めて

おりますので、賛成すべきだと思っているわけでございますので、これは何ら反対するものではないと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第73号、令和7年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第74号

○議長（景山 浩君） 日程第12、議案第74号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第74号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を審査いたしました。

審査に当たり、73号同様、後期高齢者に負担を求めることは到底納得がいかないという意見の一方で、子育てしやすい環境にしていくことが大切であるなど、賛否が分かれました。

審査の結果、賛成多数で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 74号の後期高齢の補正予算に反対します。内容は、先ほど73号の国保会計と同じ子ども・子育て支援金制度の後期高齢者医療制度への上乗せをするための改修費528万9,000円、この子ども・子育て支援金制度を導入すべきではないという意見です。

中身は先ほど加藤議員も触れられました。一番の問題は、制度とは全然関係のない社会保険ですよね、国保、あと社会保険に上乗せ徴収してくるといって、論理的なもう説明が全くつかない内

容になっているのではないかとということです。本当に必要な財源であれば国がそれのできる法人税、所得税の見直しをすとか、お金の使い方の見直しをして子ども・子育ての支援、お金をつくっていくべきだと。こういうことがかつてあったのだろうか、国保税、国民健康保険料への介護保険の上乗せとはまた質の違うやり方だというふうに言わざるを得ないと思っています。

その影響がどうかということになれば、後期高齢医療では今、いわゆる負担の額が2割負担が増えてくる中で、年金も上がらなくて大変だという声があるわけです。その中で毎年少しずつ、これは令和8年、9年、10年で段階に上がっていくんですけど、総額この子育て支援金のうちの1兆3,000億円をこのいわゆる社会保険制度から徴収しようという分ですよ。これがどれだけの金額に増えていくかわからないことを考えたら、本来の社会保険制度自体が成り立たなくなってしまうことにもなりかねないというふうに考えています。

実際は国保にしろ、後期高齢にしろ、負担するのは住民になってきます。私はそういう意味でいえば、地方議会も地方の自治体も含めて、こういう在り方は納得いかないということで、令和8年度から実施するというのですけれども、やはり町村会や議長会含めて声を上げていくべきだということも指摘して、反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 議案第74号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

先ほど国民健康保険のほうでも賛成の意見を言わせていただきましたけれども、子ども・子育て支援金制度っていうのは先ほどもありましたように、全ての医療保険の加入者に対して対象にさせていただいて、これを各医療保険の保険料に上乗せして徴収されるということでございますけれども、この目的自体が少子化対策の強化として子育て世帯への支援ということで児童手当の拡充だとか、育児支援のための財源を確保するというところで目的としておるところでございます。

確かにいろんな問題点はあろうかと思えます。これにつきましてはなかなか町村だけの問題ではございませんで、町村会、あるいはそういうところでもいろんな論議がされるかと思いますが、ただ国の制度として今、既に走っております。これは令和8年度からこの徴収ではありますけれども、現在はそのためのシステム改修ということでやっておるところでございますし、昨今子育てに対する厚い支援をしないと人口減少対策にもならないということも含めて応分の、国民みんなで子供子育てについて力を入れていこうという国の政策でございますので、私としてはこれは社会連帯の仕組みということの設計でございますので、全国民で子供子育てについて力を入れて

いって、そのためには後期高齢の皆さんも国保の皆さん方もお互いに手を差し伸べて子供に力を入れていきたいと思いますということであろうと思っておるところでございますので、賛成すべきだと思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第74号、令和7年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第75号

○議長（景山 浩君） 日程第13、議案第75号、令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長、白川立真君。

○予算決算常任委員会委員長（白川 立真君） 議案第75号、令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたしました。

審査の結果、全会一致で可決すべしと決しました。

○議長（景山 浩君） 本件につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

予算決算常任委員長の報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第75号、令和7年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 陳情第7号

○議長（景山 浩君） 日程第14、陳情第7号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。陳情第7号……。ちょっとすみません。

○議長（景山 浩君） 暫時休憩をいたします。

午前9時35分休憩

午前9時36分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 陳情第7号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書につきまして、民生教育常任委員会で審議をいたしました結果、賛成多数で採択すべしと決定いたしました。

ただし、採択、不採択、両方の意見がございましたので、御紹介いたします。採択すべしの理由。子供にも教員にも負担がかかっている状況は改善が必要であること。教科書の内容が増えることは、教員がカリキュラム作成に時間を費やすことにつながる。教員の待遇改善は国会でも論議をされており、南部町の教育を守っていくために必要であること。

今度は不採択とすべしのほうの意見でございますが、教科書の内容を分かりやすくするためにページ数が増えているものであり、教員の働き方改革は進んでいること。ふだんは休暇が取りづらい教員を長期休業中に休暇取得するなどフォローがされていること。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

9番、白川立真君。

○議員（9番 白川 立真君） まず、この陳情に反対する討論をさせていただきます。

そもそもこの鳥取県教職員組合西部支部から出されましたこの陳情というのはどういうものかといいますと、総務経済の皆さんはお読み取りいただいたかどうかはちょっと分かりませんが、このたびの陳情の趣旨は、2027年度に学習指導要領が改訂されることを想定しています。つまり、学習指導要領というのは大体10年に1回改訂してるんですね。次は、2年後ぐらいを予定しています。そして、そもそもこの学習指導要領というものは、その時代を生き抜く子供たちに全国共通で、これだけは最低限身につけてほしい教育基準を指すものなんです。

少し振り返ってみますと、80年代から始まったゆとり教育、皆さん御存じ、聞いたことあると思いますけども、ゆとり教育というのはそれまでの詰め込み教育と言われた方針を是正して、思考力重視型の方針を目指すことになります。

ところが、子供たちの学力低下が叫ばれるようになると、また学習指導要領の見直しがなされ、今日に至ってるわけです。ゆとり教育のときは890時間とか言われましたけど、今はまた1,015時間、1,050時間というような、ちょっと時間は置いときまして、そういったこまに戻っているわけです。

ちょっと私ごとで悪いんですけども、私たちが小学校、中学校の頃に歴史の教科書でよく年号を覚えさせられました。大化の改新は何年ですかとか、元寇ってありますね、モンゴルが2回攻めてきた。1274年、1281年。こんなもん覚えて何になるんですか。今は学びの質、学びの深さ、こういったことをしっかり教えなければなりません。

さっきも言いましたが、ちょっと元寇の話ししますと、この本質は、元がモンゴルを制しまして、その後我が国と国交を結ぼうと言ってきましたが、当時の鎌倉幕府が拒絶してこういう戦いになった。これが、こういうことをしっかり教えなければならない。それを分かりやすく教えようとすると、どうしてもこの陳情にあるようなページ数は増えます、増えてくるんです。この陳情にはページ数が増え、教員がオーバーワークだと言ってますが、学習指導要領はさっきも言いました、全国共通、最低限これだけは覚えてほしいという学びがちりばめられています。ゆえに分かりやすく工夫すればページ数が増えるのが当然であり、オーバーワークには当たりません。これは教職員の教え方の問題なんです。

また、学習についてこれない子供がいると書いてありましたが、今は学習支援員などが配置されていて、ぜひ活用してもらいたい。今、子供たちが習うのは基礎学なんです。小学校、中学校は基礎学です。ここで分からんままにしておくと中学校、高校、そしてさらにその上、だんだんだんだん分からなくなってついてこれなくなる。ここはしっかりと時間をかけてほしい。

思えばさっきゆとり教育の話しましたが、1970年代にゆとり教育を提起した日教組の

教育政策はある部分だけを見ていました。小渕内閣時代では校内暴力、いじめ、自死などの社会問題を背景に、今は生きる力の育成が重視されています。これらの時代を生き抜く子供たちはより深く、より質の高い学びが求められます。これらのことは、ここ大事なところですけんよう聞いといてくださいよ。数十年後の日本のありよう、国家体系に関わるんです。教員はより一層技能を磨いてほしい。

私は、9回裏、2ランホームランを狙いますんで、総務経済の皆さん、国家のために男を見せてほしい、男の中の男を見せてほしい。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、秋田佐紀子君。

○議員（1番 秋田佐紀子君） 1番、秋田佐紀子です。陳情第7号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

今、学校では学ぶことがとても多くなっています。勉強は分かること、できることが大切だと思います。分かること、できることの一つ一つが子供たちの自信へとつながるのではないのでしょうか。そのためには学ぶ内容を見直す必要があると思います。先生はゆとりを持って授業の準備ができ、その上で先生も子供たちもゆとりを持って向き合える時間をつくり出すことが大事だと思います。

以上の理由から、陳情第7号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書に賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第7号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の陳情書を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

---

#### 日程第15 陳情第9号

○議長（景山 浩君） 日程第15、陳情第9号、災害対策基本法に基づく「指定緊急避難場所」の指定を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長、滝山でございます。付託を受けました陳情第9号、災害対策基本法に基づく「指定緊急避難場所」の指定を求める陳情書につきまして、総務経済常任委員会で審査をいたしました結果、賛成多数で採択すべしと決しましたので、報告いたします。

可の理由といたしまして、町民から出された陳情であるため、重く受け止め、先送りにならないように今回採択とすべきであるというものでございました。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第9号、災害対策基本法に基づく「指定緊急避難場所」の指定を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

#### 日程第16 陳情第10号

○議長（景山 浩君） 日程第16、陳情第10号、西部広域一般可燃物処分場の建設計画の見直しを求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。陳情第10号、西部広域一般可燃物処分場の建設計画の見直しを求める陳情書。

民生教育常任委員会で審議をいたしました結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

まず、不採択の理由でございます。南部町で計画の同意について議決を採っており、西部広域行政管理組合議会でも議決し、計画が進められていること。

採択をすべしとの理由でございますが、令和14年供用開始予定だが、大幅に遅れており、計画どおり進められないことが予想されるため、時間をかけてよい方法を考えるべきであることということでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤学です。今回の陳情に関しては資料がついておりまして、可燃物処分場建設計画は熟慮が必要、候補地はまだ決定ではありませんというタイトルで、若干説明がありますけれども、現在、彦名の土地っていうのは今どういうふうになっているか、何か委員会の中で話は出たんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長です。新聞では彦名のほうはまだきちんとした結論が出ていないようですけども、委員会のほうではそういう話が出ておりません。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありますか。

2番、井原啓明君。

○議員（2番 井原 啓明君） この大型ごみ焼却施設のことなんですけれども、この話が出たのは随分前になると思うんですけども、その頃出された最初の工事費の計画、これと今現在で計算するとどの程度この物価高騰の折、違ってきているのか、そういったことを西部広域の中で協議されているのか、一般的に考えれば当初出された建設計画、最終処分場も含めて桁までは変わらないかもしれんけど、100万単位での工事費は増えていると思うんですけども、そういうことを検討されるということはないんでしょうか。それを非常に疑問に思いますんで、御検討ぜひお願いしたいと思うんです。（「質疑」と呼ぶ者あり）が分からないということですので、教えてほしいということですね。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 建設当初から比べますと、最初の段階から当然この工事でも物価の上昇によって工事費は上がっております。ただ、我々はその工事費が上がっていることについて一々検討はしておりません。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 陳情第10号の西部広域一般可燃物処分場の建設計画の見直しを求める陳情書を、採択すべきですよ、採択すべきという立場、委員長の報告に反対ですよ。それいいですよ。委員長の報告に反対して、これを採択すべきだという意見です。

今回の陳情は、最後に建設計画の見直しを求めるというふうに書いているんです。中身を見たら2つのこと言ってるんですよ。一つは、生ごみを減らすために生ごみを発電するバイオ発電がいいのではないかと、検討してくれということと、2つ目にはプラスチックの分別をすることを西部広域で取り組んでほしいと、確定していないのでという内容で、総じて言っていることはごみの原料を減らすための取組をして見直しをしてくれという陳情内容、読まれたらそういうふうに書いてあると思うんですよ。

委員会でしたときに、多数の方がもう決めたことやから計画どおりいくんやというんですけども、今回の12月議会で担当課の説明とか本会議でしたっけ、分かったのは、西部広域そのものが計画の変更をしてるやないですか。一つに分かったことは、バイオ発電を導入すると。これはバイオ発電を導入するんだって言ったんですよ。それで、今までのある生ごみ焼却する予定の、大きな230トンか250トンの炉に入れる前に若干つまんでバイオ発電するっていうんですよ。その量は分からんというんですけども、どうしてバイオ発電を導入することになったか、これは西部広域に聞かないと分からないかとも思いますが、明らかな理由はCO2の排出削減ですよ。もう何年も前に計画したこの230トン、250トンの、燃やしてごみ発電することが今、世界から求められて、日本もそれに応えていかなくてはいけないという。

自治体の役割は、ごみを燃やす中でのCO2を削減していくという大きな使命があるわけですよ。そこから見たらバイオ発電を導入するというのはそれしか考えられないわけですよ。だとすれば、これからやろうとする側も、やめといてほしいという側も含めてバイオ発電するとすれば、全体の今までの炉で燃やす量が減るんだから、炉の大きさを変えていかないといけないかもしれないという問題も生じるじゃないですか。炉をそのままにしてバイオ発電するっていうのは、これは言ってみれば反対から考えたら無駄遣いと違うかと言われても仕方がない内容だと思いませんか。そういうことも含めて西部広域も計画は立てたけれども、絶えず情勢と財源問題か

から見直しせざるを得ないというのがもう本来の立場であるし、仮にうちの町議会がこういうふうなことを決めて西部広域に出したとしても実際半分はやってることなから、何ら今までの計画見直しとかそこに足を引っ張るということにならんとするんですよ。それに意見を言うていくことがなぜいけないことかっていうことですよ。もう計画立てたらそのことに意見言ったらいけないのか。そうではなくて実際に西部広域自体が見直ししてるんだということが一つ。

もう一つは、プラスチックの分別は、これは早く西部広域が責任持って分別の内容を考えてくれと言ってるわけですよ。決して今の米子ように燃やしたりしないように、新プラ法もできたから分別すると思うんだけどどうするかということも含めて計画出してくれて言ってることだから、何ら反対する内容にならんとするんですよ。それはもう本当に申し訳ないが、頭が固いなと思っております。

この中で、担当課に勉強させてもらうことで、資料で分かったのは、やっぱりなるべくということか、燃えるごみをつくったらいけないという理由の一つが、大きいのが最終処分場の規模の問題です。これも当初からもう出されているんですけど、今回改めてそこを引き出してきて、委員会でも皆さんの目にとどまることになったんですけども、主灰、飛灰を最終処分場に入れるのと入れないのとでは3倍の規模で差が出てくるという内容なんですよ。御存じのように主灰、飛灰というのは一般可燃物処理場の中間処理で焼却した後の、燃えた後のごみですよ。クリーンセンターでいえば、今、三重県に持っていつている、週に何回か、このことに非常にお金がかかってるわけですよ。だとすれば、今度最終処分場では今、県内で埋め立てるところがない。これを一般廃棄物の最終処分主灰、飛灰を埋め立てた場合は面積にして6.3万平米、埋めなかった場合は2.3で済むと言ってるんですよ。ここでも規模によって財源と工事規模はずっと違ってくるわけですよ。

だとすれば、今すべきことは、西部広域全体がしようとしている規模の大小とか、広域に賛成か反対もちょっと置いてやらんといけんことは総ごみの減量で、燃やすごみを減らしていくということではないでしょうか。それがよく分かる資料を今回出してくれたんですよ。だとすれば、今回、人口が少なくなってくる中で、西部広域の負担割合がいわゆる人口割じゃないですね、平等割が非常に高いことを考えたら、人口減になっていく南部町から見たら西部広域の負担っていうのは今後すごく重たくなってくるんですよ。そのときに、今以上にこういう建物を建てて、ここでお金を負担していきながらやる方法が本当にいいのか。今の2町を延命させながら、ごみの総量減らしていきながらやっていく方向のほうがいいのかということを経済面と環境面から両方、私は見直しがあってもいいと思っております。そういう意味でいえば、民生委員

会で反対だと言われた皆さんも、中身についてはそういうことなので、西部広域は見直ししてま  
すよということを訴えて、これを一緒になって意見書を上げていきたいと思っておりますので、  
どうかよろしく願います。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、埴田光雄君。

○議員（3番 埴田 光雄君） 3番、埴田光雄です。陳情第10号、西部広域一般可燃物処分場  
の建設計画の見直しを求める陳情書については、賛成の立場で討論させていただきます。（「委  
員長報告に賛成」と呼ぶ者あり）委員長報告に賛成ですか、申し訳ありません。

私もこの当初からはもちろん携わっていませんし、分からないところも多数あります。勉強し  
てる最中だということもあるんですが、計画当初からはかなり時間かかっている。その間に、  
情勢も環境についてもどんどん変化があってしかりだと思えます。それに対してその都度計画を  
されて、その全貌っていうのは私はまだ見えていないので分からないんですが、やはりこの人  
口減の中で、各単町でクリーンセンターを維持していくということが、どうしても各単町での負  
担というのがこれからどんどん増えていくおそれがあるというふうに、私はそこが一番気になっ  
ているところです。なので、こういった広域で、みんなで負担をしてよりよい施設を早く造って  
いただくことが大事だというふうに思いますので、委員長報告に賛成の意見とします。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第10号、西部広域一般可燃物処分場の建設計画の見直しを求める陳情書を採  
決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり不採択とするこ  
とに決しました。

---

#### 日程第17 陳情第11号

○議長（景山 浩君） 日程第17、陳情第11号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施と  
さらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。陳情第11号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書についてでございますが、民生教育常任委員会で審議をいたしました結果、賛成多数で採択すべしと決定いたしました。

これも賛成、反対がございましたので、理由を述べておきます。まず、賛成のほうでございますが、待遇改善は進めるべきで反対する理由がないこと。配置基準の改善は続いているが、優位条件があり、なかなか改善が進まない現状であること。賃金格差もあり、抜本的な待遇改善が必要であること。

否の理由でございます。配置基準の見直しによって受入れできる子供の数に影響が生じること。ある程度の基準は必要だが、現実として動ける体制でないと保育士や子供に影響が出るということ意見がございました。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

9番、白川立真君。

○議員（9番 白川 立真君） この陳情は保育士の配置基準に関わるものなんです、その前に一言ちょっと述べておきたいです。皆さん政治家なので、政治というのはもうリアルなものなんです。夢物語を語っちゃいけません。

一昔前の80年代だったと思います。よくここでも議論になるんですけども、少子化という言葉が出てきました。将来は子供がもっと減るので、学校の教員を削減していこうということになります。しかし、今はいじめや不登校など、教育現場が抱える様々な課題が山積みしてきています。そして、教育施策の一つとして、私たちも民生がよく出すんですが、少人数学級を求めています。今、少しずつできていますが、現実問題として教員採用はいまだに厳しい現実があります。もう一度言いますが、夢物語を語るわけじゃないんです、政治は。

このたびの陳情では、とりわけ1歳児の保育士配置を6対1から5対1に配置基準の引上げを

してほしいというものなんですね。今、南部町では保育士不足の中でベアーズさんのお世話になってます。これがさっきも言った現実なんです。もし5対1になれば見てもらえない子供が発生し、多くの待機児童を生むでしょう。

そして、この陳情の中に、ちょっと真ん中辺りに書かれてるんですけども、もしも5対1にできるところがあれば加算措置をしますよということが書いてある。今、5対1という法律でがちがちに決めてしまうと、さっきも言ったように待機児童が出るんですよ。これは子育て支援の町、南部町が取る手法なんでしょうか。何としてもこの陳情は止めなければならん。時期尚早であるということなんです。ぜひ今度こそ総務経済の皆さんの心意気を見せていただきたい。以上です。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(景山 浩君) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員(13番 真壁 容子君) 今回の陳情第11号を採択したいという立場です。

今回の保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める陳情書というのは、聞いておられますか、毎年、南部町議会は国に対して提出してきた意見書ではないでしょうか。特に南部町の場合は町立だけれども、指定管理で民間に委託してるんですよ、保育園をですね。そのときに一番問題になってくるのが、今、最近公定価格、昔でいったら措置費ですよ。公定価格が低いので、南部町は指定管理料として、民間は低い低いと言われている保育園の保育士の費用が公定価格でも低くって、町から補助を出さないと現行の保育士の給与が確保できないという事態が起こっているという現実があるんですよ。現実を見て現実を変えていくのが私は政治だというふうに思っているんですよ。

ここでいう配置基準や職員の待遇改善ができておれば、十数年前に、保育措置費のときに十分なお金があれば、旧西伯、南部町でもいわゆる民間に指定管理することなんかなかったんですよ。要は保育に係る費用を国がなかなかその分を保障してくれない、特に人件費について保障してくれないので、様々な手を使って維持を考えてきたというのが、私は賛成ではないんですけども、そういう結果だったと思うんですよ。だからどっちにしろ、保育士の待遇改善と保育の基準を変えていかなければ今の保育士不足は解決できないし、本当に公の町とかが、自治体が保育に責任を持つためには財源がなかったらできないというところまで来てるというふうに思ってるんですよ。

先ほど反対議員が言われた1歳児が6対1から5対1になったときに、今まで6人見てたの5人になったら減るじゃないかっておっしゃってますよね。ところが、今、政府がやっている6対

1が5対1になりましたよといっても、1歳児に対しては様々な公定価格の加配って書いてあったでしょう。公定価格の加配がどんなときにされるかといったら、例えばそこに働いている保育士が全て10年以上の勤務であるとか、3つぐらい条件を定めているわけですよ。そうじゃないと5対1にできないし、加算はしませんよっていうようなこと言っているわけですよ。ということは、基準は変えてきたといいながら、なかなか政府はそこにお金をつけていないし、実施するためにも結構ハードルの高いという内容があって、どこの保育所も困ってるというのが現状なんですよ。

今、職員配置と言っていますけれども、5歳児は若干改善したというんですけど、25人ですよ。これがフランスでは15人ですよ。スウェーデンでは18人。考えてみたら1人の保育士が5歳児の子供を25人見るってなかなか大変だと思うんですよ。それを見たときにやっぱり現実的ではない保育基準だと言わざるを得ないというふうに思っています。それで、これは民間移管がいいか悪いかに関係なく、どのような立場であっても、いわゆる町で働こうが民間で働こうが、どの保育士であっても、とりわけ民間の保育士の給与が低いということは、この配置基準の問題があるし、公定価格の低さにあるということから考えたら、これは上げていって待遇改善を求めていくべきだというふうに考えておりますので、ぜひとも考え方は変えてもらって、御一緒に賛同していこうではありませんかということです。よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第11号、保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。原案に対して採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

---

#### 日程第18 陳情第12号

○議長（景山 浩君） 日程第18、陳情第12号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。陳情第12号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書でございます。

民生教育常任委員会で審議をいたしました結果、全員一致で採択すべしと決定いたしました。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第12号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

ここで休憩を挟みたいと思います。デジタルの時計で10時40分再開といたします。

午前10時17分休憩

.....  
午前10時40分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

-----  
日程第19 議案第76号

○議長（景山 浩君） 日程第19、議案第76号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。議案第76号につきましては、この説明はフォルダーの中の追加議案の南部町一般会計補正予算書（第5号）によって説明いたしますので、準備を

よろしく申し上げます。

-----  
議案第76号

令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号）

令和7年度南部町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ203,140千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,954,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月17日

提出 南部町長 陶山清孝

令和7年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

-----  
今回のこの補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び物価高対応子育て応援手当補助金によって実施をするというものでございます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。歳出で7ページ、一番最終ページをお願いいたします。まず、3款の民生費です。ここでは2,866万円を増額いたしまして、2億1,890万7,000円といたします。これは子供1人当たり2万円を給付するというものでございます。

次に、4款の衛生費です。ここでは4,500万円の補正増額を行います。これは病院に対して、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けていることに対しまして、病院運営における経済対策として運営に補助するというものでございます。

それから、6款の商工費でございます。6款の商工費では1億2,948万円の増額を行います。これは地域活性化ポイント事業として町民の生活支援並びに町内経済活性化を図るために、たすかーどに1人当たり1万3,000ポイントの付与を行うというものでございます。

次に、1ページ戻りまして、歳入を説明いたします。歳入でございますけども、12款の分担金及び負担金のところでございます。ここでは889万8,000円を減額いたします。この減額分は、町内5校給食費、1月から3月分を無料とするためにここで減額をさせていただきます。

それから、下の14款国庫支出金でございますけども、ここについては2億1,203万8,

000円の増額でございます。これは先ほど説明いたしました歳出事業に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金と物価高対応子育て応援手当補助金でございます。

あわせて、個別の事業説明書も同じフォルダーに入っておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の追加補正について質問いたします。

今回の追加補正は、2億1,203万8,000円がいわゆる物価高騰の分で自治体に下りてくるお金だということです。この背景としては、今日でしたか決まるんですか、もう決まったの、1兆8兆3,000億円の戦後最大の補正予算だと言われているわけですよね。この戦後最大の補正予算の在り方について賛否両論があって、このようなやり方でいいのかと、今後の財政どうなのかということもあるわけですよね。その中で南部町には2億1,203万幾らか来て、児童手当、子供には1人2万円で2,860万、病院に4,500万を支援したいと、これも物価高騰等の分でしたいということと、あと多くが地域活性化のポイントでたすか一どに1億2,948万円、それで事項別明細では1人当たり1万3,000円のポイントを付与したいという内容、それと1月から3月まで小学校、中学校、町内の5校を学校給食の無償化で889万8,000円と、こういうふうに使いたいという提案だというように理解しています。

町長にお聞きしたいのは2つです。私は、今回の内容については物価高騰対策に困っている住民には一定の効果があるというふうに思っております。が、しかし、町長、この1兆8兆3,000億円の補正で、毎回毎回町村も困るような、いつお金が入ってくるか分からないようなやり方で来て、つかみ銭のように幾らかは分配します、あとは自由ですということになるんですけども、このような単発的なやり方が本当に国民や町民の物価高騰対策になって、生活支援になり得るのかという点ではどんなふうにお考えでしょうか。この経済効果についてどう考えてるかというのが町長にお聞きしたい1点ですね。

2点目は、今回、学校給食の無償化として889万8,000円来ました。私たちは学校給食の無償化を求めるもので、早急に国が取り組んでほしいと思っている課題でもありますが、町長はこれまで、するのであれば国がやるべきであって、町村が率先したものではないということなんですけども、今回、学校給食の無償化にこのお金を該当させるというのは、国のお金だから該当させるのでしょうか。それとも、今後この経過によってはこのことが子育て支援として応援の

大きな力になるというのであれば、引き続き令和8年度以降も何らかの形で無償化を続けていくという御意思はあるのかという点についてお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。2点いただきました。

まず、経済効果をどう考えるのかでございますけれども、今回のこの経済対策の一番の大きな原因はエネルギーと食料だと思っております。その原因の元をただせばドル円の急速な高騰だと思っております。この鎮静化と同時に、私たちが期待しています賃金水準が上がるといったことが、この物価高についていかなければこのことがずっと続くわけでして、今回の補正予算でも賛否両論あったということですが、まず強い経済力が優先だという、現在内閣がそのような方針を持って取り組んでおられるというふうに感じております。その方向性を私は否定もしませんし、日本の国が経済力をきちんとつけるということが、ひいては国民の経済に影響を及ぼすということは、これは否定できないと思っております。したがって、経済効果として私は一定の効果はあると思っております。しかし、短期的な目線と、それから経済投資ですので、長期的な目線というものは必要だろうと、このように思っております。

2点目の学校給食ですが、元から私の気持ちは変わってません。そもそもこの教育に関することについては国家が責任を持って、どこに住んでいようと日本国民の子供たちが優良な教育を受けるというものを国は保障するべきだと思っております。これが国家百年の計であり、大切なことだということは私が言うまでもない事実だと思っております。とはいえ、来年の4月からいよいよ小学校からの無償化が始まるというように聞いてます。その詳細を私も上京するたびに関係機関、それから国会議員に聞くんですけども、議論が進まないというまでで、やっとこの数日の中で国が面倒を見ると。当初は交付税で算定し、将来的にはきちんとした方向を示すというような、いまだに明確なものがかめないところが私どもの判断に影響を及ぼしてると思っております。とはいえ、小学校が、給食の無償化が始まるということは一定の評価をしたいと思っております。詳細については今後の動向をしっかりと見ながら、子供たちの健やかな成長を支える、そんな中の給食の重要性は私も理解してるつもりですので、しっかりとそれに取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の国の補正予算の経済効果については、意見はお聞きしました。ちょっと意見の違いもあるんですが、それちょっと置いておきます。

学校給食の問題については、来年度からの導入に向けて全国の知事会なんかも全額国費でやる

べきだという点とか、もうこれは私も当然だと思っておりますので、ぜひ言ってほしいのと同時に、いろんな形はあると思うのですけれども、令和8年度からの小学校導入に向けて、今回は3か月であろうとも小・中学校が無償にしていくということもありますので、でき得る限りの努力をして、義務教育内での無償化を図るための努力をしていただきたいと、いかがかということと同時に、もう一つ、今回の2万円の児童手当、それから1万3,000円のたすかーど付与なんですけれども、これは例えば2万円が住民から見たらいつ入るのかっていうことが知りたいと思いますので、その見通しを教えてくださいっていうのと、ポイントもいつから使えるのかっていうところを教えてくださいたい。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。私のほうからは、物価高対応子育て応援手当の支給の時期につきまして回答させてもらいたいと思います。

昨日の全協の中で、システム構築後速やかにお支払いするというので1月中にというお話をさせていただきましたが、本日、最新の状況というものをシステム業者のほうに確認をさせてもらったところ、なかなかシステム構築にもう少し時間がかかるという回答をいただきまして、ちょっと1月中の支払いは難しいということ伺ったところです。いずれにしても、システム構築ができましたら速やかにお支払いをするよう事務のほうは進めていきたいと思っておりますので、できるだけ早急ということでは現在のところはお答えができないということで、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 未来を創る課長、松原誠君。

○未来を創る課長（松原 誠君） 未来を創る課長です。1万3,000円のたすかーどポイントにつきましては、本日この予算、議決をいただければ、この後、皆様のお手元に届くように作業のほうに入らせていただきたいと、本日中にカードのほうにポイントが入るようにしたいというふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 3番、埴田光雄君。

○議員（3番 埴田 光雄君） 3番、埴田光雄です。同じく地域活性化ポイント事業について質問いたします。

1万3,000ポイントということでは、以前もあったと思うんですが、これには使用期限といいますが、期限があるかどうかというのが1点と、やはり私も現金給付のほうが良いというお声は聞きます。仮に現金給付ができるとしまして、その場合、いつ頃現金が配れるのかというのと、そのときも変わらず1万3,000円というお金が配れるのかというところをちょっと

お聞きしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 未来を創る課長、松原誠君。

○未来を創る課長（松原 誠君） 未来を創る課長です。まず、今般の経済対策なんですけれども、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を支援することが目的とされております。本町におきましてはこれらを総合的に判断しまして、たすかーどによるポイント配布とさせていただいたところでございます。現金給付としました場合、手数料負担が生じますし、また給付までの日数も要するというふうに考えております。町民の皆様にはポイントを速やかにお届けしたいと考えております。

なお、町民の皆様には早期利用をお願いしたいと考えておきまして、利用期限を今年度末と設定をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 加藤です。物品やサービスを販売した場合の事業者のほうにはいつ入るような形になってるんでしょうか。月末締めと翌月末とか、そのスケールをちょっと知りたいんですが。

○議長（景山 浩君） 未来を創る課長、松原誠君。

○未来を創る課長（松原 誠君） 未来を創る課長です。こちらですけども、一旦商工会さんのほうで整理がなされまして、恐らく翌月ぐらいに代金が支払われるということではなかったかなというふうに思っております。

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第76号、令和7年度南部町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

議案第76号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第20 議案第77号

○議長（景山 浩君） 日程第20、議案第77号、令和7年度南部町病院事業会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者(足立 正久君) 病院事業管理者です。それでは、病院事業会計のほうの説明をさせていただきたいと思います。同じフォルダーにあります病院事業会計補正予算書(第2号)を御覧いただきたいと思います。

それでは、1ページのほうを御覧いただきたいと思います。議案第77号、令和7年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)。

総則。第1条、令和7年度南部町病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、第2項医業外収益を6,556万4,000円増額し、6億6,256万8,000円とし、第1款病院事業収益を26億5,741万9,000円とするものであります。

支出につきまして、第1款病院事業費用、第1項医業費用を6,364万5,000円増額し、25億2,451万7,000円、第3項介護医療院事業費用を191万9,000円増額し、8,321万1,000円、合わせまして第1款病院事業費用を26億5,741万9,000円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。給与費16億6,942万5,000円でございます。

では、今回お願いする補正予算の概要について説明をさせていただきます。7ページを御覧いただきたいと思います。7ページの補正予算見積書でございます。病院事業収益についてですが、他会計補助金6,556万4,000円を見込んでおります。これは昨日成立しました今回の国の補正予算に盛り込まれました医療・介護等支援パッケージによる国、県の補助金2,056万4,000円及び先ほど一般会計のほうで説明をしていただきました国の重点支援交付金を活用した医療機関への物価高騰対策に関する町からの補助金4,500万円でございます。

次に、支出に関連します病院事業費用についてですが、人事院勧告に準じて職員の給与改定を実施するのに必要な給与費、医業費用分として4,161万3,000円、介護医療院事業費用分として191万9,000円、合わせて4,353万2,000円をお願いするものであります。

す。

また、電気料金の高騰及び米、牛乳代の値上げ等に伴う給食委託費の増加に伴い、予算が不足する経費につきまして2,203万2,000円の増額をお願いするものであります。

そのほか、予算資料といたしまして、実施計画書、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、給与費明細書を添付しておりますので、お読み取りいただければと思います。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第77号、令和7年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

議案第77号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21 発議案第9号

○議長（景山 浩君） 日程第21、発議案第9号、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員長、米澤睦雄君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。

---

## 発議案第9号

### カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年12月17日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 米 澤 睦 雄

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....  
別紙につきましては、事務局長のほうに朗読をお願いしたいと思います。

○議長（景山 浩君） では、事務局長。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。着座にて読み上げさせていただきます。

.....  
別紙

カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書（案）

今、学校現場では、不登校の子どもの数が小・中・高等学校を合わせて、41万人を超えることが2023年度文部科学省調査で明らかになっている。特に小・中学校では11年連続で増加し、過去最多となっている。また貧困、いじめ、教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、教職員は長時間労働の実態も改善されず、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

学習指導要領の改訂は、子どもたちのゆたかな学びの保障や教職員の働き方改革に大きく関わる。カリキュラム・オーバーロードの状態を改善することが喫緊の課題である。このため、次期学習指導要領の内容の精選や、標準授業時数の削減が強く求められる。

よって、国会及び政府におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

子どもたちのゆたかな学びを保障するため、カリキュラム・オーバーロードの早期改善に向けて、学習指導要領の内容の精選を行うこと。

※カリキュラム・オーバーロードとは、国の教育課程基準に基づき、学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっており、子どもや教職員に過大な負担がかかっている状態のこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣

.....  
以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第9号、カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第22 発議案第10号

○議長（景山 浩君） 日程第22、発議案第10号、保育士配置基準引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員長、米澤睦雄君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長、米澤でございます。

.....  
発議案第10号

保育士配置基準引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める  
意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年12月17日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 米澤 睦雄  
南部町議会議長 景山 浩 様

.....  
別紙の朗読は、事務局長にお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 事務局長。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。別紙を着座にて読み上げさせていただきます。

.....

別紙

保育士配置基準引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める

意見書（案）

保育所は子育てを支える施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るために不可欠な社会的資源になっている。

保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、職員の負担増が深刻になっている。保育所での事故が増えている状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

国は2024年4月に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を改定し、保育士1人に対し4・5歳児は25人、3歳児は15人としたが、期限の定めがない経過措置が設けられている。また1歳児の、保育士1人に対し6人から5人への配置基準引き上げについては、法令改定はされず2025年度予算に加算措置が盛り込まれたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されている。

すべての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件を無くした上で法令改定により基準を引き上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに対して丁寧な関わりを保障するためにすべての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いである。

この内容を踏まえ国におかれては、保育士配置基準引き上げの早期完全実施とさらなる改善を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、こども家庭庁長官、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第10号、保育士配置基準引き上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

### 日程第23 発議案第11号

○議長（景山 浩君） 日程第23、発議案第11号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員長、米澤睦雄君から趣旨説明を求めます。

民生教育常任委員長、米澤睦雄君。

○民生教育常任委員会委員長（米澤 睦雄君） 民生教育常任委員長でございます。

.....

#### 発議案第11号

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費  
助成の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年12月17日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 米 澤 睦 雄

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

別紙につきましては、事務局長に朗読をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 事務局長。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。別紙を着座にて読み上げさせていただきます。

.....

別紙

保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費  
助成の継続を求める意見書（案）

今日、子育て支援の強化が叫ばれているが、その担い手となる保育士の確保が非常に困難になっている。保育士不足は全国的に深刻であり、その処遇改善が急務となっている。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員の処遇改善を通じて、保育士等職員の身分の安定を図り、それにより社会福祉事業の振興に寄与することを目的としている。現在、同制度における保育所等の退職手当金支給財源の負担割合は、3分の2が公費助成、3分の1が社会福祉法人の負担とされているが、公費助成の在り方については2025年度予算案において公費助成を継続しつつ、さらなる検討を加え2026年度までに改めて結論を出すこととされている。

国においても、こども・子育て支援加速化プランなどにおいて、保育士等の処遇改善が進められている。今後、多くの保育所等の経営主体である社会福祉法人が、安定的に良質な保育を提供していくためには、公費助成は不可欠である。

よって国におかれては、社会福祉施設職員等退職手当共済制度における保育所等に対する公費助成を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、こども家庭庁長官、文部科学大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第11号、保育所等に対する社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成の継続を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第24 発議案第12号

○議長（景山 浩君） 日程第24、発議案第12号、南部町議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題といたします。

提出者である議会改革調査特別委員会委員長、長束博信君から提出理由の説明を求めます。

議会改革調査特別委員長、長束博信君。

○議会改革調査特別委員会委員長（長束 博信君）

.....  
発議案第12号

南部町議会ハラスメント防止条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年12月17日 提出

提出者 南部町議会議会改革調査特別委員会委員長 長 束 博 信  
南部町議会議長 景 山 浩 様

.....  
本条例の目的について読み上げます。南部町議会ハラスメント防止条例。目的。第1条、この条例は、議会内における議員間のハラスメント及び議員による議員の地位を利用した町職員（以下「職員」という。）に対するハラスメントを防止するための措置を講じ、すべての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な勤務環境（議員としての活動を行う上での環境を含む。以下同じ。）を確保することで町政の効率的運営に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的としております。

本条例は公布の日から施行することとしております。よろしく御審議のほど、お願いします。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第12号、南部町議会ハラスメント防止条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第25 発議案第13号

○議長（景山 浩君） 日程第25、発議案第13号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を議題といたします。

提案者である議会運営委員会委員長、三鴨義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員長、三鴨義文君。

○議会運営委員会委員長（三鴨 義文君） 議会運営委員長、三鴨義文でございます。

.....

#### 発議案第13号

#### 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和7年12月17日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 鴨 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

別紙、意見書案を事務局長のほうに朗読お願いしたいと思います。お願いします。

○議長（景山 浩君） 事務局長。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。別紙を着座にて読み上げさせていただきます。

.....  
別紙

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

冤罪は、有罪とされた者及び家族等の人生に多大な影響を及ぼし国による取り返しのつかない最大の人権侵害であるといえる。

冤罪の発生を防ぐことは勿論、不幸にして冤罪が発生した場合は人権救済の観点からも速やかに救済することは国の基本的責務であり、再審制度は重要な意義を持っている。再審手続きに定める刑事訴訟法第4編（再審法）は、戦後の法改正から取り残された結果、今なお戦前の規定がほぼ踏襲され再審手続きを具体的に定めた規定は19条しかなく、きわめてお粗末な状態にあり審理の適正さが担保されず公平性をも損なわれている。冤罪被害者を迅速に救済するため再審手続きに関する法の不備は速やかに是正する必要がある。

よって、国におかれては刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行うよう強く求める。

記

1. 捜査機関の手元にある証拠品の開示ができる仕組みを法律に明文化するよう求める。
2. 再審決定に対する検察官の不服申し立てにより、再審が長期化となることを禁止することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長  
.....

以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第13号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

#### 日程第26 発議案第14号

○議長（景山 浩君） 日程第26、発議案第14号、衆議院の議員の定数削減に反対する意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子君から提出理由の説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案第14号、衆議院の議員の定数削減に反対する意見書を提出します。

.....

#### 発議案第14号

#### 衆議院の議員の定数削減に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年12月17日 提出

提出者	南部町議会議員	真壁容子
同	同	加藤学
同	同	井原啓明

南部町議会議長 景山 浩 様

.....

皆さんも御存じのように今日17日、国会の最終日でこの今回の定数削減については、いわゆる継続審査ということになることになるだろうというふうに言われています。中身もやり方も非常に拙速で民主主義をも愚弄するものではないかというふうに言われており、大手の新聞社4紙等の社説でも一斉に廃案を求める声が上がってきていること、また、自民党の中からも、政権与

党の中からも意見が出ていることを踏まえても、一地方議会の一員を占める私たちとしても、やっぱり民主主義をただしていくためにも声を上げていくことが大事ではないだろうか。とりわけ選挙制度、定数削減というものは非常に根幹に関わるものだというふうに考えており、意見書を出したいと考えています。

意見書については、事務局長に読み上げていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 事務局長。

○議会事務局長（田子 勝利君） 事務局長でございます。別紙を着座にて読み上げさせていただきます。

.....  
別紙

#### 衆議院の議員の定数削減に反対する意見書（案）

自民党と日本維新の会が臨時国会で成立を図ろうとしている衆院議員定数削減法案の要綱が1月2日、明らかになった。比例代表20、小選挙区25を削減し、国会定数を465から420まで一気に減らすという内容だがあまりにも無理がある。

要綱には、一般的に法律の第1条に盛り込まれる「目的」規定がなく、何のために定数を削減するのか、選挙権を有する国民に説明ができていない。また、法案提出の理由は、法案の趣旨の措置で「定める必要がある」としか書かれておらず、削減の理由が示されていない。さらに「プログラム法」と称し、法の交付後1年が経過すれば、選挙区の改定などで結論が出ていなくても、公職選挙法など関連法を改定して定数削減する「自動削減」の枠組みを設けるなど、およそまともな法律の体を為していない。

今回の定数削減は維新が連立入りの絶対条件として、自民党総裁と日本維新の会代表が合意したもののだが、国会の定数をどうするか議論は各政党等での合意形成が最も尊重されなければならない。自民・維新両党は、開会中の臨時議会で成立を図ろうとしているが、「削減ありき」の法案に道理はない。「一票の格差」については違憲判決が相次いでおり「参議院の合区」問題も有権者の納得いくものではない。現在の課題解決なく「定数削減」のみが先行すれば、人口減の地方での声が一層反映しにくくなることに大きな危惧を持つ。

今回の「定数削減」の動きは、内容や方法を見ても、議会制民主主義の根幹をゆるがすものであり、政権に批判的な声や少数意見、さらには地方の声を排除する、極めて危険なものと言わざるを得ない。地方政治の一翼を担う本議会として、拙速な衆議院議員の定数削減を行わないよう

意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

鳥取県西伯郡南部町議会

**【提出先】**

衆議院議長、参議院議長、総務大臣

.....  
以上でございます。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 12番、板井です。私は、この意見書、定数削減に反対する意見書に対して反対の意見をします。

今国会で自民党と維新の会が共同提出した定数削減については、今現在衆議院が465人です。そのうち小選挙区は25人、比例区を20人削減をするという提案内容になっています。今朝の新聞で今国会での定数削減は来年に結論を持ち越すということが出ていました。この大きな目的は、まずは国勢調査の結果を踏まえて定数削減の議論をしていく必要がある。拙速過ぎるというのもこの反対意見にもありますけれど、それはそうだと私も思っていました。ただ、これが先送りになって、そういった議論をこれから深めていながら与野党を含めた体制で人数を削減を最終的に結論を出す。

過去でいくと、衆議院でいけば20年ぐらい前ですか、20人削減したことがあるんですけど、それ以上の大きな削減ということにはなっております。ただ、この結論を持ち越すための例えばプログラム法、今回の意見書にも出ていますが、それも含めた先送りということにはなっているようであります。

もしかしたら今度賛成で出てくるかもしれません。企業団体献金に対する規制の強化法も、これ野党が出した分ですけれど、それも今回十分審議ができなかったもので、これも来年に先送りを

するということで並行した形で対応される。よく新聞とかそういった中では、まずはこの企業団体献金に対する法律が先だろうというようなこともあるんですけど、それも並行して進めていくということになってるようです。

特に私が申し上げたいのは、45人の削減で、年間で約34億円ぐらいの経費が削減できるということが分かりました。削減のありきではなく、国会が、国会議員が自ら身を切る改革を進もうとする現状ではないかなというふうに思い、この定数削減に反対する意見書に対しての反対の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、加藤学君。

○議員（4番 加藤 学君） 4番、加藤です。先ほど事務局長から読んでいただいた案の内容の中にほぼ、ほとんどとっていいぐらい内容が含まれています。

一番問題なのはプログラム法、これ審議がなくても勝手に後で決まってしまうとかっていう、こういった法律のていをはなしていないってというのがまず1点。

それと、今回、定数削減ということになってますけれども、これも何かのときで説明があったと思いますが、日本国の場合、先進国の中で比べた場合、決して人数が多い、そういう国ではありません。

また、今回、定数が減った場合、これは真壁議員からの説明があったとおり、人口が減少した場合、地方からの意見が反映されないのではないか、これを危惧しているってこの3点があります。この3点を今回の採択の理由とさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第14号、衆議院の議員の定数削減に反対する意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

---

## 日程第27 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第27、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、総務経済、民生教育、広報、各常任委員会及び議会改革調査、

可燃ごみ処理広域化等影響調査、統合保育所建設調査、地方行政調査の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第5回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和7年第5回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分閉会

---

#### 議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和7年12月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月5日から本日までの13日間にわたり提案されました条例及び補正予算、また8名の議員の一般質問を含め、重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論に至りましたこと、議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

今期定例会におきましては、指定管理者の指定や債務負担行為の設定、障がい者自立支援給付事業などのほか、国の補正予算による重点支援地方交付金に係る物価高対策の補正予算が可決されたところです。町長をはじめ執行部におかれましては、施策執行に当たり、議員各位からの意見、要望を十分反映されたものとなるよう強く要望するものであります。

また、議員各位におかれましては、今後も不断の議員活動により一層町民の皆様の声を町政に反映させ、負託に応えていただくよう御要請申し上げます。

さて、今期定例会におきまして、議員発議による南部町議会ハラスメント防止条例が制定されました。個人の尊厳や人格を不当に傷つけるあらゆるハラスメントを防止しようとする社会的意

識の高まりに呼応し、一昨年よりハラスメント条例の制定に取り組んできたところです。この間、役場職員の皆様に御協力をいただいて実施しましたハラスメントに関するアンケートでは、議会運営の不備について御叱責もいただきました。皆様にとって職場の一部である議会の運営が皆様の人格を傷つけ、十分な能力発揮の妨げとなることのないよう、条例の制定を機により慎重な運営に努め、研修等を通じ、一層の研さんを重ね、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。引き続き御理解いただきますようお願いを申し上げます。

今年もあと数日となりました。そして、いよいよ本格的な冬を迎えます。町民の皆様も、くれぐれも体調管理、健康管理に留意され、御自愛なされまして穏やかな年末年始をお迎えになりますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 12月議会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月5日から本日まで13日間にわたり開催され、令和7年度一般会計補正予算など20議案について御審議いただき、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認を賜ったことに改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、本日は、南部町議会ハラスメント防止条例が議員発議によりまして承認されました。11月末までに全国で153自治体がこのようなハラスメント防止に関する特例といたしますか、このハラスメントに直接明言をする特例条例を制定しておられるそうでございます。本町議会の先進性に改めて敬意を表し、共に自治を進めるものとしてこれからも共にしっかりと頑張っていきたいと、このように意を決したところでございます。

さて、8日、9日の2日間にわたり、8名の議員の皆様から16項目にわたる町政に関する一般質問をいただきました。改めて振り返りますと、町の防災体制、奨学金の返還助成の制度に対する御質問、さらに避難所の環境についての御質問や、人口減少問題、野生動物の被害対策、フルーツロード構想やその展望など、南部町に直接関わる質問も頂戴しました。物価高騰と最低賃金の引上げが町政に与える影響であったり、耕作放棄地の解消対策、水道事業や保育園の民間移管、地域振興区制度の見直し、町温暖化防止への取組、また中学生のクラブ活動、そして公共施設の整備や、インフルエンザ、新型コロナ予防接種助成、広域ごみ処理場の計画などの御議論もいただいたところでございます。南部町の抱える課題であり、町民の生活に密着した御質問をいただき、私も答弁に当たりましたが、議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思えます。今後とも御指導いただきますよう改めてお願いを申し上げます。

本日、臨時国会が閉会をいたします。臨時国会では18.3兆円という補正予算が生まれ、その中でも国民の皆さん、特に南部町の皆さんに一番意義の深い重点支援地方交付金の配分も決まりました。南部町では町民1人当たり1万3,000円をたすか一どによって本日即日交付をしたいと思っています。暮れも迫ってまいりましたので、この経済の地域内循環に、ぜひ町民の皆さんに御理解いただき、町内の中でお金が回り、そして全ての町民の皆様が潤いを感じる年末を迎えますことを心から御祈念したいと思っています。

いよいよ今年も余すところ2週間余りとなりました。慌ただしい年の瀬を迎えますが、どうぞ皆様に御自愛いただきますことをお願い申し上げ、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---